

## 香川県条例第40号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略  別表第1 (第2条関係) <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～32 略</td><td></td></tr><tr><td>33 略</td><td>略</td></tr><tr><td>(1)～(3) 略</td><td></td></tr><tr><td>(4) 法第70条の2第1項 (法第115条の11)において準用する場合を含む。) 及び第86条の2第1項の規定による指定の更新 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)</td><td></td></tr><tr><td>(5) 略</td><td></td></tr><tr><td>(6) 法第76条の2第1項から第4項まで、第91条の2第1項から第4項まで及び第115条の8第1項から第4項までの規定による勧告、公表、措置命令及び公示 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)</td><td></td></tr><tr><td>(7) 法第77条第1項、第92条第1項、第115条の9第1項及び第115条の35第6項の規定による指定の取消し及び効力の停止 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)</td><td></td></tr><tr><td>(8) 法第78条、第93条及び第115条の10の規定に</td><td></td></tr></tbody></table>	事務	市町	1～32 略		33 略	略	(1)～(3) 略		(4) 法第70条の2第1項 (法第115条の11)において準用する場合を含む。) 及び第86条の2第1項の規定による指定の更新 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)		(5) 略		(6) 法第76条の2第1項から第4項まで、第91条の2第1項から第4項まで及び第115条の8第1項から第4項までの規定による勧告、公表、措置命令及び公示 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)		(7) 法第77条第1項、第92条第1項、第115条の9第1項及び第115条の35第6項の規定による指定の取消し及び効力の停止 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)		(8) 法第78条、第93条及び第115条の10の規定に		(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。  別表第1 (第2条関係) <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～32 略</td><td></td></tr><tr><td>33 介護保険法 (平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td><td>高松市</td></tr><tr><td>(1)～(3) 略</td><td></td></tr><tr><td>(4) 法第70条の2第1項 (法第115条の10)において準用する場合を含む。) 及び第86条の2第1項の規定による指定の更新 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)</td><td></td></tr><tr><td>(5) 略</td><td></td></tr><tr><td>(6) 法第76条の2第1項から第4項まで、第91条の2第1項から第4項まで及び第115条の7第1項から第4項までの規定による勧告、公表、措置命令及び公示 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)</td><td></td></tr><tr><td>(7) 法第77条第1項、第92条第1項、第115条の8第1項及び第115条の29第6項の規定による指定の取消し及び効力の停止 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)</td><td></td></tr><tr><td>(8) 法第78条、第93条及び第115条の9の規定に</td><td></td></tr></tbody></table>	事務	市町	1～32 略		33 介護保険法 (平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市	(1)～(3) 略		(4) 法第70条の2第1項 (法第115条の10)において準用する場合を含む。) 及び第86条の2第1項の規定による指定の更新 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)		(5) 略		(6) 法第76条の2第1項から第4項まで、第91条の2第1項から第4項まで及び第115条の7第1項から第4項までの規定による勧告、公表、措置命令及び公示 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)		(7) 法第77条第1項、第92条第1項、第115条の8第1項及び第115条の29第6項の規定による指定の取消し及び効力の停止 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)		(8) 法第78条、第93条及び第115条の9の規定に	
事務	市町																																				
1～32 略																																					
33 略	略																																				
(1)～(3) 略																																					
(4) 法第70条の2第1項 (法第115条の11)において準用する場合を含む。) 及び第86条の2第1項の規定による指定の更新 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)																																					
(5) 略																																					
(6) 法第76条の2第1項から第4項まで、第91条の2第1項から第4項まで及び第115条の8第1項から第4項までの規定による勧告、公表、措置命令及び公示 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)																																					
(7) 法第77条第1項、第92条第1項、第115条の9第1項及び第115条の35第6項の規定による指定の取消し及び効力の停止 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)																																					
(8) 法第78条、第93条及び第115条の10の規定に																																					
事務	市町																																				
1～32 略																																					
33 介護保険法 (平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市																																				
(1)～(3) 略																																					
(4) 法第70条の2第1項 (法第115条の10)において準用する場合を含む。) 及び第86条の2第1項の規定による指定の更新 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)																																					
(5) 略																																					
(6) 法第76条の2第1項から第4項まで、第91条の2第1項から第4項まで及び第115条の7第1項から第4項までの規定による勧告、公表、措置命令及び公示 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)																																					
(7) 法第77条第1項、第92条第1項、第115条の8第1項及び第115条の29第6項の規定による指定の取消し及び効力の停止 ((2)及び(3)の指定に係るものに限る。)																																					
(8) 法第78条、第93条及び第115条の9の規定に																																					

<p>よる公示 ((2)、(3)、(5)及び(7)の指定等に 係るものに限る。)</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 法第95条の規定による承認</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 法第99条の規定による届出の受理</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>(16) 法第105条において準用する医療法（昭和23 年法律第205号）<u>第9条第2項及び第15条第3項</u> の規定による届出の受理</p> <p>(17) 略</p> <p>34～55 略</p>	<p>よる公示 ((2)、(3)、(5)及び(7)の指定等に 係るものに限る。)</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 法第95条第1項及び第2項の規定による承認</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 法第99条の規定による<u>変更</u>の届出の受理</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>(16) 法第105条において準用する医療法（昭和23 年法律第205号）<u>第8条の2第2項、第9条第1 項及び第2項並びに第15条第3項</u>の規定による届 出の受理</p> <p>(17) 略</p> <p>34～55 略</p>
---	---

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。